

第 147 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 3 年 8 月 5 日（木）

14：00～15：50

場所：宮崎県庁 本館講堂

午後 2 時 0 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 147 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、県土整備部都市計画課課長補佐の村岡と申します。よろしくお願いいたします。以降、着座にて進行させていただきます。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち、オンラインを含め 15 名の委員に御出席をいただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の半数以上の出席を満たしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、まず初めに、審議会の開催に当たり、永山副知事より御挨拶を申し上げます。

○永山副知事 宮崎県副知事の永山でございます。本来であれば河野知事が御挨拶させていただきますところを、公務の都合により出席ができませんでした。知事から挨拶文を預かっておりますので、私のほうから代読させていただきます。

第 147 回宮崎県都市計画審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、都市計画審議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、日頃から、都市計画行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染爆発が進む中、本県においても感染が拡大しており、宮崎・東諸県圏域及び西都・児湯圏域を感染急増圏域に指定し、原則外出自粛などの行動要請をお願いしているところであります。

現在、本県は、第 5 波の感染急拡大を防ぐ、ぎりぎりの瀬戸際にありますことから、これまでで最も強い緊張感を持って感染防止対策に取り組んでまいります。

さて、近年は、激甚化する豪雨災害などによる人的被害や都市機能の麻痺が全国的に深刻化しており、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」によるハード整備はもとより、市街地における土地利用の規制や誘導、また、住まい方の工夫などのソフト面での対策も、まさに都市としての大きな課題として取り組んでいく必要があると考えております。

この審議会は、このような都市計画上の課題をはじめ、将来の都市の姿について、客観的かつ公平で、また専門的な視点から御審議をいただくものであり、本日は、東九州自動車道に関する串間都市計画道路の変更について、皆様に御意見を頂くこととなっております。

この東九州自動車道につきましては、コロナ禍からの復興において地域経済を下支えし、経済成長を実現させる「活力の道」であるとともに、切迫する南海トラフ地震や、頻発・激甚化する

自然災害から生命・財産を守る「命の道」でもありますことから、県といたしましても、大変重要な都市計画道路であると考えております。

委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

令和3年8月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣（代読）

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

副知事は、所用のためにここで退席させていただきます。

（永山副知事 退席）

○事務局 それでは、議事に入ります前に、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の「第147回宮崎県都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。

まず、1号委員の皆様でございます。

宮崎大学特別教授・出口近士委員でございます。

宮崎県商工会議所女性会連合会理事・前田省子委員でございます。

宮崎大学名誉教授・原田隆典委員でございます。

ai 建築アトリエ代表・岩本愛委員でございます。

宮崎県女性農業委員連絡協議会会長・後藤ミホ委員でございます。

また、弁護士の山田文美委員、宮崎大学准教授・平田令子委員の2名の委員には、オンラインにて参加をいただいております。

次に、2号委員の皆様でございます。

県議会議員、窪菌辰也委員でございます。

同じく、脇谷のりこ委員でございます。

同じく、岩切達哉委員でございます。

同じく、坂本康郎委員でございます。

次に、4号委員でございます。

宮崎県町村議会議長会会長・温谷文雄委員でございます。

次に、5号委員の皆様でございます。

国土交通省九州地方整備局長・藤巻浩之委員でございますが、本日は、代理で宮崎河川国道事務所技術副所長・濱田達哉様に御出席いただいております。

宮崎県警察本部長・佐藤隆司委員でございますが、本日は、代理で宮崎県警察本部交通部交通規制課長・宇都宮淳一郎様に御出席いただいております。

また、オンラインにて、農林水産省九州農政局長・宮崎敏行委員の代理としまして、九州農政局農村振興部農村計画課長・竹元裕市様に御出席いただいております。

最後に、専門委員でございますが、専門委員には、都市計画区域マスタープランの改定についての調査・検討をお願いしており、本日、審議会への報告事項がございますので、委員長であります宮崎大学教授・熊野稔様に御出席をいただく予定でしたが、急遽欠席されることとなりました。

本日御出席の委員の皆様は以上となります。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、第147回宮崎県都市計画審議会の会議次第、出席委員名簿、座席図、続きまして、資料1として「串間都市計画道路の変更」と書かれたパワーポイントスライドの資料、資料2-1として「都市計画区域マスタープランの改定素案について」と書かれたパワーポイントスライドの資料、資料2-2として、「都市計画区域マスタープラン変更素案（中部圏域）」と書かれた資料です。また、お手元のほうに関係資料をとじ込みました青のドッチファイルと黄色のファイルをお配りいたしております。また、委員の皆様には、審議会に先立ちまして議案書を送付させていただいております。議案書も含めてお手元に不足している資料はございませんでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルは、審議会終了後、回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入っていただきますが、その前に、委員の皆様方にお諮りすることがございます。

今回、1号委員の改選後、初の審議会となりますので、新たに本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。お手元の黄色のファイルの3ページを御覧ください。宮崎県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりますと、学識経験者であります1号委員の中から会長を選任することとなっております。また、選出に当たりましては、条例の規定により、委員の互選により決めていただくこととなっております。

それでは、早速ではございますが、ただいまから会長の選出を行いたいと思いますが、皆様方に会長の選出方法をお諮りしたいと思っております。何か御意見等ございませんでしょうか。

御意見がないようですので、それでは、事務局から選出方法の提案でございますが、皆様の中から会長候補を御推挙いただきまして、その上でお諮りし、御賛同いただけますならば、その方を会長として選出していただく。このような方法で進めさせていただけたらと考えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○事務局 ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように行いたいと思います。

それでは、皆様に会長候補の御推挙をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○原田委員 出口前会長を推薦したいと思います。

○事務局 ただいま、原田委員から、出口委員に会長をお願いしてはどうかということで御発言があったわけでございますが、出口委員を会長に選出することにつきまして、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、出口委員を本審議会の会長に決定させていただきます。

皆様の御協力によりまして、会長の選出が無事終わりました。御協力ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

○出口会長 会長ということで推薦していただいて賛同いただきました出口でございます。簡単に御挨拶させていただきたいと思います。

宮崎にとって都市計画の一番参考になったのは、イギリスの田園都市構想というものです。産業革命の後、公害が発生して、健康に都市で暮らすということが田園都市構想の根本概念でございました。そのために中心部に人が住み、それを郊外の農山村が取り囲むという概念です。

そういうものを日本でも参考にしていましたが、関東大震災があって大都市東京が壊滅的な状態になる。その後、国のほうでは戦災復興に田園都市構想を取り入れ、その使命を帯びた、宮崎県の場合は藤田宗光さんという技師が宮崎の都市計画審議会の事務局のリーダーとなって、大正の終わりから昭和3年、7年にかけて、宮崎の都市圏の都市構造、橘通りを中心に郊外が張りつ

くという田園都市構想の宮崎版を設計しました。延岡や都城にもそういう概念を取り込んで設計されて、第二次世界大戦後は、戦災復興のための区画整理等を進めています。

そのときに、東西に道を開設するという概念がありまして、それは、日当たりとか、空気の流れがよいとか、または震災の火災から守るとか、そのような概念で都市計画をやっています。そういう都市計画が始まってほぼ 100 年くらいたっています。

日本では、大都市の都市計画と宮崎県のように地方の都市計画があるかと思いますが、最近、国のほうでも、地域の生活圏は 30 万人を想定していたものが、もう少し小さくなって 10 万人ということで、30 万人規模は宮崎市、10 万人規模は延岡や都城になります。周囲の環境を整えれば、日向や日南、串間、そういう圏域がこれからも重要な都市の生活の拠点になると思います。

そういう中で、今回いろいろなことを見直しをされたり、防災のためのまちづくりが進んだりということで、この都市計画というのは、今後、我々が後輩たちに残す基盤をつくるのはやはり 100 年かかると考えております。そういう意味では、都市計画というのは一気には変わりませんが、この重要な計画を皆さんで議論していくのがこの場ではないかと思っておりますので、忌憚のない御意見を頂いて、よりよいものにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○出口会長 では、着席したままで進行させていただきます。

まず最初に、議事に入る前に、本審議会の議事録署名を行う委員を指名させていただきます。今回は、原田委員と坂本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の議事について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 県都市計画課計画担当の古賀です。本日はよろしくお願いいたします。

本日の議事につきまして御説明をさせていただきます。お手元にごございます会議次第を御覧ください。

まず、本日の議案でございますが、議案第 1 号「串間都市計画道路の変更」についての 1 件でございます。また、議案の御審議の後、報告事項といたしまして、専門委員会より、「都市計画区域マスタープランの改定素案について」の御報告がございます。

進め方としましては、議案第 1 号について御審議いただいた後、一旦休憩を挟み、その後、報告事項についての御説明をさせていただきたいと考えております。

本日は御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**出口会長** ありがとうございます。ただいま事務局が説明したように、最初に議案第1号について御審議いただき、休憩の後、マスタープランの御説明ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。では、早速議事に入りたいと思います。

議案第1号の説明を事務局からお願いいたします。

○**事務局** それでは、議案第1号につきまして、県都市計画課計画担当の対馬から御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

議案第1号は、串間市に関する都市計画道路の変更です。対象の路線は、画面に示しております「1・5・1号日南串間線」と「3・5・4号串間インター線」の2路線となります。議案書は4ページから8ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

初めに、日南串間線の都市計画の変更内容についてですが、日南串間線、いわゆる東九州自動車道の概要と現在の状況について御説明した後、都市計画の変更内容を御説明します。

前方のスクリーンを御覧ください。このスライドは、宮崎県南部の高速道路の状況を示しております。縦の道路が東九州自動車道で、宮崎インターチェンジから横に伸びる道路が宮崎自動車道となります。今回の議案に関連する東九州自動車道の県南区間は、この薄いピンクで示した範囲となります。緑の線で示す日南北郷インターチェンジから日南東郷インターチェンジは開通済みで、赤の線で示す区間は、測量や用地買収及び工事などを行っている事業中区間です。また、グレーの破線で示す南郷インターチェンジから奈留インターチェンジまでは、現在、事業化に向けた調査中です。

それでは、この青の点線で囲まれた範囲を拡大して、日南串間線の説明を行います。

日南東郷インターチェンジが画面の右手にございます。志布志インターチェンジが画面の左手にございます。この宮崎県内の日南市から串間市に至る黒色の線で示す道路が、都市計画道路日南串間線となります。緑の点線で囲んだ日南都市計画区域、南郷都市計画区域、串間都市計画区域をつなぎ、整備に伴い、日南市、串間市の相互の連携をより一層深めるとともに、宮崎市や鹿児島県ともつながることから、県内外との交流・連携の強化、さらには産業経済の活性化など、様々な効果が期待されています。

このスライドは、串間市の都市計画図に串間市中心市街地の主要な道路や施設を記載したものです。串間市民病院がこの位置にあります。国道220号がこの位置に、国道448号がこの位置に、JR日南線がこのように配置されています。都市計画道路日南串間線は、延長約14キロメー

トルで都市計画決定されており、また、串間インターチェンジがこの位置に計画されています。今回、日南串間線の変更内容としましては、この赤で示す串間インターチェンジの設置位置を変更することに伴い、一部区域の変更を行うものです。

このスライドは、串間インターチェンジにおける今回の都市計画の変更箇所を示した図面になります。画面右下に示す凡例のとおり、赤色が今回の変更で日南串間線の区域へ追加する箇所、黄色が日南串間線から削除する箇所となっております。串間インターチェンジの予定箇所の画面上部に山がありますが、変更前のインターチェンジの位置ですと、山を掘削する範囲が大きくなってしまったことが分かりました。そのため、今回、インターチェンジの位置を変更することで、山を掘削する範囲を小さくするよう設計を見直したことにより、都市計画の変更をしたいと考えております。

このスライドは、先ほどお示しした変更箇所をさらに拡大した図面です。先ほど御説明した設計の見直しにより、串間インターチェンジの位置が画面の左から右、志布志方面から日南方面へ約 20 メーター程度移動することとしております。そのことにより、赤色の箇所を今回の変更で日南串間線の区域へ追加、黄色の箇所を削除することとしております。

以上が、今回予定している日南串間線の都市計画の変更内容となります。

続きまして、串間インター線の都市計画の変更内容について御説明します。

このスライドは、日南串間線の説明時と同様に、串間市の都市計画図に串間市中心市街地の主要な道路や施設を記載したものです。先ほど御説明した日南串間線の串間インターチェンジは、画面中央の緑色の丸でお示ししている箇所になります。今から御説明します都市計画道路串間インター線は、赤線で示すとおり、串間市の中心部と串間インターチェンジまでを結ぶ路線で、沿線には串間市民病院や串間市総合運動公園があり、インターチェンジへのアクセスに限らず、市民の皆様の生活道路として大変重要な道路となっております。

それでは、串間インター線における今回の都市計画の変更内容について御説明します。

このスライドは、先ほど日南串間線で示したものと同様、赤色が今回の変更で串間インター線の区域へ追加する箇所、黄色が今回の変更で串間インター線の区域から削除する箇所を示したものです。串間インター線については、変更箇所①と変更箇所②について変更の理由が異なっておりますので、その内容について次のスライドから別々に御説明いたします。

初めに、変更箇所①についてですが、こちらは先ほど説明した日南串間線の都市計画の変更において、串間インターチェンジの位置を変更したことに伴い、日南串間線へのアクセス道路の位置が画面の黄色から赤色の位置へ変更となるものです。

次に、変更箇所②についてですが、串間インター線に接続する計画であった都市計画道路寺里銭亀線につきまして、人口の減少や高齢化といった社会状況の変化や、代替路線の確保がなされていること等を理由に、串間市において、寺里銭亀線の一部区間につきまして都市計画の廃止を実施しております。寺里銭亀線の一部区間の廃止に伴い、串間インター線と寺里銭亀線の交差点の隅切り部において、都市計画を位置づける必要がなくなったため、今回、黄色の箇所を削除するものであります。

以上2点が串間インター線の都市計画の変更内容となります。

議案第1号の説明は以上となります。

○**出口会長** ありがとうございました。

では、最初に、会場の委員の方から御意見や質問を受けて、その後、リモートで参加している委員の皆様からの御意見等を伺いたいと思います。会場の皆さん、いかがでしょうか。何か質問、コメントがあればよろしく願いいたします。

では、また後でも結構ですので、次に、リモートで参加している皆様方、御質問あるいは御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○**A委員** 変更の理由が、山を掘削する範囲が大きいので、それを小さくするためということだと思いますが、具体的にどの程度掘削する範囲を小さくすることができるのでしょうか。

○**出口会長** ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○**事務局** 事務局から御説明いたします。画面共有させていただきますので、お待ちください。

もともと串間インターチェンジの位置が、この2つの軸線でいくと左側の軸線辺りがちょうど中心があった位置になります。インターチェンジを志布志側から来て下りのランプが細いこの部分ですが、ここから下って降り切ったところから実はこちら側にも一部道路を計画しております。降りるランプに差しかかるこの辺り、志布志側から山切りが始まって、こちらの取り付け道路に差しかかる辺りまで大きな範囲で掘削が入っておりました。特にこちらの取り付け道路側の掘削量が大きいということで、それを避けるために、この軸の位置を20メートル日南側にずらしたわけですが、ランプ側の掘削はどうしても若干残りますが、取り付け道路側の掘削量がほとんど山切りがなくなるようなイメージになります。掘削量としてどの程度かというところは、今、手元に情報がないので数字的な説明はできませんが、7～8段くらい切る絵だったのが、ぐっと小さくなるような掘削に変更できるということで、軸の位置を20メートル日南側にずらしております。的を射ない説明になってしまったのですが、以上です。

○**出口会長** A委員、いかがでしょうか。本線側だけではなくて、北側のアクセス道路の山を切る量も減少できることで、20メートル東のほうに移動ということでございます。

○**A委員** よく分かりました。ありがとうございました。

○**出口会長** ありがとうございます。

そのほか、会場の委員の皆さんあるいはリモートで参加している委員の皆様、御意見等はいかがでしょうか。

では、ないようでございますので、議案第1号の本線に関わる変更、それからアクセス道路に関わる変更のその1、その2について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** では、議案第1号につきましては、原案どおりといたします。ありがとうございました。

では、先ほどの進め方の説明にありましたように、空気の入れ替え等もありますので、一旦お休みを頂いて、事務局のほう、いかがでしょうか、時間を指定していただければ幸いです。

○**事務局** それでは、次の再開を2時50分にしたいと思います。

○**出口会長** では、2時50分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

○**事務局** 間もなく再開させていただきますが、事務局より1点御報告がございます。第1号議案の審議終了後、オンラインにて御参加いただいております山田委員につきましては、所用により御退席となりますので、お知らせいたします。

御報告は以上です。

○**出口会長** それでは、時間となりましたので、審議会を再開します。

報告事項の「都市計画区域マスタープランの改定素案について」、専門委員会の熊野委員長より御報告をいただくところでしたが、急遽御欠席となりましたので、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の中濱です。

都市計画区域マスタープランの改定素案について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

今回、スライドに示しております3項目について御説明しますが、初めに、都市計画区域マスタープランの概要について御説明します。

まず、宮崎県内における都市計画区域の指定状況について御説明します。

県は、19市町に係る赤線で示す18の都市計画区域を指定しています。県では、都市計画区域マスタープランをこの18の都市計画区域ごとに策定していましたが、平成30年の前回改定時において、県全体及び都市計画区域ごとの連携を広域的な視点で調整するため、日常生活等で一体性のある範囲を、北から、東臼杵・西臼杵圏域、児湯圏域、中部圏域、西諸県圏域、北諸県圏域、南那珂圏域の6つに分け、この6圏域ごとに都市計画区域マスタープランを策定しています。

都市計画区域マスタープラン、いわゆる「区域マス」は、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市の基本的な方向性を示すもので、都市計画法第6条の2に基づき県が定める計画です。区域マスは、国、県の策定する上位計画であります国土計画、宮崎県総合計画等の内容に適合するように定めます。記載する主な内容は、都市計画の目標、区域区分の有無と定める際の方針、主要な都市計画の決定方針となっております。この区域マスに基づき、都市計画区域を有する市町はそれぞれの都市計画マスタープランを作成します。県や市町が策定するマスタープランに即した内容で、用途地域などの土地利用や道路などの都市施設といった個別の都市計画を定めることとされていますので、これらのマスタープランは定期的に見直しをする必要があります。

区域マスは、第1章から第4章までで構成されています。第1章では、基本的事項として、全県的な都市計画の目標、将来の都市構造について。第2章では、都市計画の目標として、圏域ごとの都市計画の課題、将来の方向性、圏域ごとの都市活動の拠点について。第3章では、区域区分の決定の有無及び定める際の方針として、区域区分の有無の判断、判断理由、また、区域区分ありの場合に必要な市街地の規模について。第4章では、主要な都市計画の決定方針として、県や市町が個別の都市計画を決定する際の方針、また、市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針について、それぞれ記載しています。

今回の主な改定する項目を御説明します。

赤枠で示しています第2章の地域毎の市街地の拠点、第3章の区域区分の有無、また、市街地の規模、第4章の優先的に整備する都市施設のほか、前回改定以降の都市計画施策の動向に対応した改定を行います。

改定スケジュールを御説明いたします。

昨年度の12月に、都市計画区域マスタープランの改定について報告を行っておりますが、その後、令和3年3月、7月に専門委員会を実施いたしました。前回7月の専門委員会において、専門委員の皆様にご都市計画区域マスタープランの素案をお示しし、その内容について御検討いただ

いたところでは、本日の都市計画審議会においては、素案の概要及び専門委員の皆様から頂いた御意見について、事務局の考え方をお示しします。

ここからは、都市計画区域マスタープランの改定素案について御説明します。本日は、名称の修正などの軽微な変更を除く、全圏域に関する事項を御説明します。

今回の改定に関して、改定素案に追加した新たな視点など、スライドに示しております6つの項目について、施策の概要とそれに対応した改定素案の考え方を御説明します。

まず、グリーンインフラです。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラの取組事例として代表的なものは、雨水の貯留・浸透による防災・減災、気候変動への対応、戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成、豊かな自然環境・景観の保全、生態系ネットワークの形成などが掲げられています。緑が本来持っている機能を活用し、これまで以上に多様な主体が連携した取組を進めることで、持続可能な都市の形成を実現するものです。

グリーンインフラのイメージ図を示しています。グリーンインフラと称してはいないものの、その理念に沿った自然環境を生かした防災・減災対策、地域振興などの取組は、既に幾つか実施されています。今回、グリーンインフラを推進していく上で、既に実施している自然環境の能力を生かした取組を継続するとともに、より一層多様な主体が連携して取り組むことで、持続可能な都市の形成を目指します。

グリーンインフラについては、3カ所において改定を考えています。第2章第2節、第4章第1節・第2節が該当します。事務局改定案の考え方は赤枠で示しております。自然環境が持つ多様な価値を改めて見直すとともに、長年にわたり形成されてきた自然資本をより多様な主体が活用できるよう連携を強化する必要があるため、基本方針にグリーンインフラの基本理念を追加します。

次に、ウォーカブルなまちづくりです。

ウォーカブルなまちづくりとは、これまで進めてきたコンパクトシティの考え方を進化させ、まちなかを車中心から人中心の歩きやすい空間へと転換することで、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を図り、まちの魅力を向上させる取組です。

街路や公園、緑地といった公共空間のほか、民地の軒先のような半公共的な空間も活用し、まちなかに人が集まる動機や滞在する空間を創出することで、地域の魅力向上を図ります。

ウォーカブルなまちづくりのイメージ図を示しています。これまで行ってきた駅前広場や歩道、水辺や都市公園の整備など、既に行っている取組もあります。これらの取組を継続するとともに、テレワーク拠点の整備やシェアサイクルなどの新たな取組についても、より一層多様な主体が連携して取り組むことで、持続可能な都市の形成を目指します。

ウォーカブルなまちづくりについては、2カ所において改定を考えています。第4章第1節・第2節が該当します。事務局改定案の考え方は赤枠で示しております。コンパクト・プラス・ネットワークの考え方をさらに進化させ、まちなかの滞在空間の魅力向上を図るため、また、街路については、公共の保有するまちなかの歩行・滞在空間としての活用が期待されるため、主要な都市計画に関する基本方針にウォーカブルの基本理念を追加します。

次に、流域治水です。

流域治水とは、従来行われてきた河川・下水道管理者等による治水対策に加え、国、県、市町村や企業、住民といった河川流域に関わるあらゆる関係者が協働し、河川流域全体で水災害を軽減させる治水対策です。

赤枠で囲んでおります都市計画部局の協働としては、災害リスク情報の活用、災害リスクの低いエリアへの誘導、災害リスクに対応した土地利用の検討などが挙げられます。国、県、市町村の施策や、企業、住民の行う防災手段を適切に組み合わせることにより、ハード・ソフト両面から効果的・効率的な水災害対策を実現するものです。

流域治水対策のイメージ図を示しています。流域治水対策は3つの柱で構成されています。左側の①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、中央上の②被害対象を減少させるための対策、右側の③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策で、このうち②、③に都市計画部局が協働して進める対策について記載されています。ここには、これまで行ってきた土地利用の誘導やリスク情報の発信など、既の実施している取組もあります。これらの取組を継続するとともに、災害リスクの評価・分析などの新たな取り組みについても、より一層多様な主体が連携して取り組むことで、災害に強い都市の形成を目指します。

流域治水については、3カ所において改定を考えています。第2章第2節、第4章第2節・第5節が該当します。事務局改定案の考え方は赤枠で示しております。激甚化・頻発化する豪雨災害を受け、河川管理者等だけでなく様々な関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策を行う流域治水の取組が進められていることから、その基本理念を追加します。

次に、復興事前準備です。

復興事前準備とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことです。被災後の早期かつ的確な復興を実現するための復興事前準備と、被害を最小限にする防災・減災対策を並行して実施することで、災害に強いまちづくりの実現を目指します。

復興事前準備では、復興の手順や復興まちづくりのイメージ、復興の目標について事前に検討し、その将来像を共有することが大切です。具体的な取組として挙げられる青枠で囲んでいる5つの項目について、地域防災計画や市町が策定する都市計画マスタープランと連携を図り、事前の検討や訓練、基礎データの分析を行うことにより、被災後の早期かつ的確な復旧・復興を実現します。

復興事前準備については、1カ所の改定を考えています。第4章第5節が該当します。事務局改定案の考え方は赤枠で示しております。今後起こり得る災害に対する復興事前準備を検討していくことで、災害に強いまちづくりの実現を図るため、その基本理念を追加します。

次に、ワーケーションです。

「ワーケーション」とは、「仕事」と「休暇」を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園といったふだんの職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ、仕事を行うことです。昨今の社会情勢の中でテレワークが浸透し、働き方が多様化していることを踏まえ、ワーケーションのような新しい働き方や旅行の仕方を促進することで、関係人口を増加させる取組です。関係人口の増加による地域経済の底上げ、将来的な移住人口の増加、それに伴う企業誘致の実現を目指します。

ワーケーションについては、1カ所の改定を考えています。第4章第1節が該当します。事務局改定案の考え方は赤枠で示しております。新しい生活様式の考え方が広まり、ワーケーションに対する関心も高まっている中で、観光資源となり得る自然環境の有効活用を図るため、田園環境との共生の方針を追加します。

そのほか、専門委員会で頂いた御意見について御説明します。

頂きました御意見は、①土地利用方針と防災まちづくりの関係性について、②今後想定される災害に備えた土地利用についてです。該当箇所としましては、第4章第1節・第5節となります。

まず、1つ目の御意見についてです。第4章第1節の土地利用に関する都市計画の方針では、都市計画区域内外において積極的に都市的土地利用を誘導するような記載となっている。第4章

第5節と整合が取れていないように感じられるが、県として防災に配慮した土地利用は行わないのかとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。第5節は防災に関する全般的な事項を記載しており、第1節から第4節の個別の都市計画の方針に付加すべき考え方を示しています。そのため土地利用については、第1節の土地利用に関する基本的な方針と第5節の防災に関する基本的な方針を組み合わせ、必要な整備や開発等を行っていくものとしております。今後も引き続き、両節の方針に基づき、防災に配慮した土地利用の誘導等を行っていきます。

次に、2つ目の御意見についてです。

今後想定される南海トラフ地震への対応は、本県では喫緊の課題である。津波による被害想定が改定されたが、長期的な視点では、危険な場所に住ませないことが重要である。災害に備えた土地利用について具体的な方針を示すべきとの御意見を頂いております。

この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。今後想定される南海トラフ地震や、近年、頻発化・激甚化している豪雨洪水災害に対する土地利用の考え方を第5節の防災まちづくりの基本方針に追加し、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

最後に、区域区分の設定方針について御説明します。

初めに、区域区分について御説明します。区域区分は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度です。その目的は、無秩序な市街地拡大の防止、計画的な市街地拡大による効率的な公共投資の実現です。

イメージ図の赤線が市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分線となっていて、線の内側が市街化区域、線の外側が市街化調整区域となります。市街化区域は、現時点で市街化している区域のほか、10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、生活に必要な施設を整備するための開発エリアを指定しています。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域で、原則、開発行為を禁止し、開発行為を許可制とすることで乱開発を防ぐとともに、農地や郊外部の緑地など、自然環境の保全を優先的に行う区域です。

区域区分の有無の判断について御説明します。

区域区分の有無の判断については、まず、定量的評価として2つの項目について検証します。1-1として、市街化区域、用途地域内のいわゆる市街地で一定水準以上の人口密度があるか検証します。1-2として、将来の推計人口を適切に市街地の中に収容できるか検証します。この2項目に該当する都市は、市街地が広がろうとする状況にあると見込まれ、拡大させる市街地の規模を計画的に調整する必要があります。

また、このほかに定性的評価として、2-1として、市街地内に人口集中地区（D I D地区）があるか、2-2として、市街地での建築活動が活発か、2-3として、市街地外での農地転用の動向の状況といった、市街地の規模の状況、市街地、郊外部での開発動向を検証し、区域区分の有無の判断材料とします。

それでは、都市計画区域毎の区域区分の有無の判断について御説明します。

宮崎広域都市計画区域及び日向延岡新産業都市計画区域です。この2つの広域都市計画区域は、現行市街地において、人口密度が1ヘクタール当たり60人を超えています。また、目標年である令和7年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まりますが、工業出荷額の推移から、工業用地に対する一定の圧力があると判断されます。このため、一定の市街地拡大圧力を有していると判断されるため、引き続き区域区分を適用することとします。

次に、その他の都市計画区域です。先ほど説明した2区域以外は、現行市街地において人口密度が1ヘクタール当たり60人を下回り、市街地拡大圧力は低いと判断されます。また、市街地における人口集中地区の有無や建築活動の動向、市街地外における農地転用の動向を踏まえ、これらの都市計画区域においては、市街化区域を設定し得る規模・密度ではないと判断されます。このため、これらの都市計画区域については区域区分を適用しないこととします。

これまで御説明したとおり、宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域については、引き続き区域区分を維持することとします。また、その他の都市計画区域についても、引き続き区域区分を設定しない方針とします。

なお、2つの都市計画区域の市街地の規模につきましては、今後、国等との協議を経まして、改めて御説明させていただきます。

最後に、今後のスケジュールを御説明いたします。

本日の都市計画審議会において、区域マス改定素案について御説明させていただきました。今後は、本日の御意見やパブリックコメントでの意見、国や市町などの関係機関との協議を踏まえ、改定原案を作成し、専門委員会での内容について調査・検討を行います。原案の報告につきましては、次回の都市計画審議会を予定しております。その後、公告・縦覧等の都市計画手続を行い、今年度末の都市計画審議会において改定案について諮問し、皆様に御審議いただく予定としております。

以上が、今回の都市計画審議会における改定素案についての事務局からの説明となります。

○出口会長 御説明ありがとうございました。都市計画区域マスタープランは、おおむね20年を見据えて5年程度で改定していくことになるかと思えます。今回の改定について説明いただきま

したので、まずは会場の委員の皆様から御意見や質問等を頂いて、その後、リモートで参加の委員さんのほうからも御意見等を頂きたいと思います。どの点からでも結構だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

OB委員 グリーンインフラについて考え方を確認したいのですが、緑を大事にしていきたいと、都市空間において自然環境の機能を活用したいというのはそのとおりだと理解します。しかしながら、道路保全の担当などよく話すのですが、その整備能力が十分でなければ草ぼうぼうになるわけです。グリーンインフラという考え方の中には、すばらしい環境を維持するということについてどの程度検討の中に組み込まれているのか。

例えば文化公園というとてもすばらしい公園がありますが、あれだけの緑を維持するには相当な費用がかかっているわけです。それをまちなかに持ち込もうとすれば相当に費用がかかりますが、そこに対してこの計画はどのように考えているかお聞かせいただけたらというのが1点目でございます。よろしくお願ひします。

O出口会長 ありがとうございます。事務局、よろしくお願ひいたします。

O事務局 グリーンインフラについて、維持していくのはなかなか大変だが、計画での考え方はどうなのかというお尋ねかと思っております。

確かに道路とか公園等で人工的につくった緑に関しては、しっかり維持管理していかないと保全していくのはなかなか難しいと思っておりますので、今ある街路樹や公園の緑は、引き続き各管理者が維持をしっかりといただく。そういう考え方になるのかなと。

一方で、もともと都市の周辺には、里山あるいは農地といったそれ以外の緑の部分もございませう。これらについても、都市の環境、あるいは防災の視点からいきますと保水力といったところで、今後もしっかり守っていくべき緑というグリーンインフラの中での概念があります。これは行政だけではなくて、土地の所有者、農業の関係者、あるいは個別に言いますと各御家庭で持たれている緑、そういった一つ一つをしっかりと維持していく。可能であれば広げていくといったところの概念になると思っております。

ですので、改めて積極的に何かつくるといふ部分も確かにありますが、まずは今ある自然あるいは人工的なものをしっかりと維持していく取組を今後も継続していくという考え方になるのかなと思っております。

OB委員 グリーンは本当に大事な要素ですけども、維持していくにはそれなりの費用がかかる。そのことをしっかりと踏まえて組み立てないと、放置されたグリーンということでは都市の美

観を損なうことは明白だと思いますので、ぜひそのことをグリーンインフラのところには考え方を差し込んでいただきたいと思います。

宮崎市に花山手というすばらしい団地がありますが、自宅周辺を緑で囲むようなスタイルです。年齢が高くなりまして、生け垣を維持できない世帯が増えてまち全体の美観が損なわれる状況が出てきています。同様に都市全体を同じようなものと見ますと、維持できなければ美観が損なわれる。こういうことだと考えます。ぜひ御検討いただければと思います。

続けて2点目の御質問をさせていただきます。

○出口会長 どうぞ。

○B委員 線引きですけれども、宮崎市さんのように、例えば国道10号北バイパスの東と西でくっきりと分かれています。すばらしい計画に基づく措置がされていると思っています。一方でこういう意見があります。都城は線引きがないので人口も流入しやすいし発展していく。線が引かれている延岡は、これ以上住む場所もないのでこれ以上人口は増えないと。こんな評価です。そういう声があることに対して、それは違いますよというふうに都市計画の中でどうやって明確化していくか。そのことは大事なポイントではないかと思っています。全体的には人口は減少していきますが、それぞれの都市は生き残りをかけて今頑張っているところなので、線引きに対する考え方をしっかりと、その辺りの声に対しても準備しておかないといけないのではないかと感じていますが、この間のそういう思いに対する事務局、また専門委員会での議論はどのような状況か、お聞かせいただけたらと思います。

○事務局 線引きに関しての御意見ということで、御指摘のとおり、延岡のほうは線引きがあって、都城のほうは過去にはありましたが、地元の要請もあって廃止しているという歴史がございます。確かに線引きがないと人が流入しやすいといった御意見もございます。一方で、線引きを廃止した都城市さんの例でいきますと、都市の周辺部、農地や郊外のほうに開発が入り込んで、逆に都市の中心部が空洞化するといいますか、年齢層が上がって人が住まなくなっていくという課題もあるというところで、一長一短あるのかなと思っています。

現在、人口減少の時代ということで、都市計画の一つの中心的な施策となっておりますコンパクト・プラス・ネットワークということで、もう一度市街地に人をしっかり誘導していこうと。立地適正化計画なども使いながら、市街地の空洞化あるいは人口減少に対して、まとまりのある市街地をつくって、都市としての生き残り、持続性を担保しようという動きもございます。

調整区域を外しますと、どうしてもそちらに農地や山林が多いので、土地も安いということで開発の圧力がそちらに向いてしまって、逆に住みづらい都市になってしまうことも懸念されてお

ります。この辺りは、人口の動向とか、あるいは工業出荷額や商工業の状況の数値も見ながら、あと、実際にまちづくりを行う市町の方々とも意見交換をしながら、区域区分の制度の活用については引き続き注視しながら進めていきたいと思っていますところです。

○**出口会長** ありがとうございます。B委員、いかがでしょうか。

○**B委員** ありがとうございます。冒頭にお話しさせていただいた、10号線北バイパスを境に東と西がきちり分かれていることのよさを前提に申し上げたつもりです。やはり都市計画に基づいて、人が住む場所と農業や自然を守る場所というのは、都市空間の中でははっきりとさせておくべきだと思います。現実には都城は人は増えていますが、無秩序な郊外型出店等が続いて、美観は相当に失われつつあるのかなという感想を個人的には持ちます。

ですから、申し上げたかったのは、線引きによってこうこうだというネガティブな意見に対して、この線引きというのは都市を守り、大事にしていくために必要なんですということをこれからも明確に提示できるように構えておかないと、マスタープランを作って、延岡の線引きは継続します、宮崎は継続しますというときに、線引きをなくしてほしいという強い思いを持っている人たちへの説明準備がされていないといけないと思うものですから、申し上げました。ぜひ御検討いただいて、都市計画のよさというものをお示しいただけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○**出口会長** どうもありがとうございました。貴重な御意見だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○**C委員** 今、B委員がおっしゃったように、この線引きについてはいろいろなところから一番要望が多いです。30ページ、線引き制度の四角囲みの中の2番目の丸、「令和7年の推計市街地人口は、将来の市街地に適切な人口密度で収まるが、工業出荷額の推移から、工業用地に対する一定の圧力があると判断される」と。ここのところが分からないのですけれども、もう一度御説明をお願いいたします。

○**出口会長** これは本文のほうの説明を使ったほうがいいですか。それともスライドがいいか。どちらの説明がよいかは事務局で指示していただいて、よろしくをお願いします。多分このスライドはまとめているから説明し切れないところもあるかと思うので、本文で今の御意見に回答できるところがありましたら、指摘をして説明をお願いいたします。

○**事務局** お手元の資料2-2、これは中部圏域の都市計画区域マスタープランの現行のものと改定素案の新旧対照になります。13ページから区域区分に関する決定の有無とその際の方針がありますが、次の14ページ、一番上が人口の推計、その次が産業に関する推計です。

人口につきましては、御承知のとおり、少しずつ減少しているということで、現在の市街地のいわゆる可住地、住める地域に対する人口密度等の算定から人口フレームというものを計算しますが、現行の市街地の可住地に対して人口が減っているということで、住居系のエリアを増やす必要はないというか、今のところそういう圧力はないという判断をしております。

一方で、産業につきましては、(2)の産業のところ、平成27年と令和7年の比較を載せておりますが、製造品出荷額が年々伸びている。出荷額に対する工業用地の面積、1ヘクタール当たりの出荷の面積を算定しますとプラス側にあるということで、これは今後も少しずつ増加していくのではないかと我々は判断しております。

そういったことで、説明のスライドにあります「工業出荷額の推移から、工業用地に対する一定の圧力がある」、要は、工業用地として必要な土地が今の市街地の中では少しずつ足りなくなっていくということ、外への開発の圧力が強まるのではないかと判断したというのが、今回の説明の内容になります。

〇〇委員 その点においては、可住地で人口密度が減っていったら、工業用地としての開発の圧力が強まるのではないかとということ、工業用地はそれ以上増えなくて人口も減っていくということの理解でいいのですか。

〇事務局 ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、可住地の人口の計算というのは、市街化区域の中で住居系の用途になっているところプラス、商工業の用途になっているところでも住めるエリアを算出する方法がございまして、それを含めた可住地に対して人口がどうなのかという見方をします。当然、人口が減るという説明をしましたので、土地が余ってくるのではないかとということですが、そういうこととはちょっと意味合いが違って、工業に関しては工業出荷額で数字を評価していますので、今の工業系の用途の面積に対して出荷額が伸びているという捉え方をして、可住地とは別の視点で評価をしております。今の工業系の用途に対しては土地が足りていないという評価をしているという言い方になります。たどたどしい説明ですみません。

〇事務局 少しだけ補足をさせていただきます。

人口は確かに少し落ち着いてきているという結果が出ておりますが、もう一つの見方として、例えば1世帯当たり今まで6人住んでいたところが4人という形でちょっと減少傾向が見られると。もっと分かりやすく言いますと、世帯数としては増加傾向にあります。以前ほど大きな増加傾向ではない。増加幅は減っていますが、世帯数としてはまだ増加傾向にあるということで、そういう意味での開発圧力という意味合いもございまして。

〇〇委員 人口が減っているのに、例えば工業用面積に対して出荷額は増しているから工業用地として開発の圧力がある。世帯数が増えている。一人世帯が多くなっているという、そういうところの見方がちょっと分からないというか、一般の方々に説明しても、工業出荷額は多くて人口は減っている。世帯数はそのままか、一人暮らしが増えているので増えてはいきますが、そのところがもう一つぴんとこないで説明できないのですが、その点においてはどのように一般の方に。

つまり、もっと言えば、海側は開発ができる。山側は調整区域で、例えば調整区域ではないとだんだん増えていくと。先ほど専門委員のお言葉にあったように、防災の面においては、西側の山側に行きたいという若い世帯がどんどん増えていく。行きたいけれども、市街化調整区域になっているのでどうしても山側には行けない。だから、防災の面においても整合性が取れないし、工業出荷額と人口減少についても説明がつかないので、これに関してはいつも説明ができないという問題があるのですが、これについてはどのように言えばいいのでしょうか。

〇事務局 まず、大前提の区域区分の判断基準としましては、人口と産業というところでそれぞれ別途計算をしております。一番重要視しているのが人口というところは変わらないのですが、人口以外の、仕事をする場所といいますか、都市活動として工業、商業といったことが大事になりますので、工業、商業につきましても、10年後の推計値を出して必要な面積を判断しているというのがまず前提となっております。

その中で、マスタープランのほうにも第4章第1節に土地利用の方針を記載しておりますが、決して海側だからとか山側だからということではなく、関係市町、周辺住民、それぞれの意見を踏まえながら、各町として必要なもの、必要な部分のエリアを別途算定しているフレームと言われる10年後の必要面積の範囲の中で行っていきましょうというのが、この第3章の基本的な方針となっております。

〇〇委員 最後に、私の個人的な意見としては、産業が増えたら人口は増えていくと思っておりますが、開発ができなければ人口は増えていかないだろうし、そのところはどうしても整合性が取れないので、もう一度少し整理していただくとうれしいなと思っております。

〇出口会長 ありがとうございます。開発ができないわけではないところの説明を、特に工業系のところは補足していただければ、今の委員さんへの説明や、県民の方にも分かりやすいのではないかと思います。そこを補足してもらうことでよろしいでしょうか。

では、ちょっと分かりにくい説明の論理の展開と、資料をもし足すことができればそこで説明をいただければと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

リモートで参加している委員の皆様、質問や御意見等がありましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

私から1点質問ですが、人口がこれから減っていく。世帯が減っているわけではないけれどもということで、今まで郊外あるいは市街化調整区域の中でも非常に問題になっていた空き家について、あるいはそれが市街化区域の中でも目に入るようになってきている。「美しい宮崎づくり」の中の考え方で空き家に対する表現というのが本文の中では見つけ切れなかったのですが、何か議論とかあったでしょうか。

つまり、宮崎県というのは、観光もあって県土全体を公園化するような発想は昔からあり、沿道修景もきれいにされています。先ほどのB委員さんのお話ではありませんが、個人の家の維持管理等もできなくなって、美観的にもあるいは防犯的にもシビアな問題になってきているところでは。景観に関連させてもよいかと思いますが、その議論が何かあったかということと、人口減少下でのその認識はどのようなものになっているか、教えていただきたいと思っています。もしまだ議論がなかったのであれば、どこかの中で維持管理という面とか美観、まずはそういう問題を解決していくことも大事かと思っています。いかがでしょうか。

○事務局 今、会長からございました空き家に対する区域マスでの考え方については、今のところ、特に踏み込んだ記載はしていないのが実態です。

それから、改定に当たって、専門委員会も含め、空き家に対する都市計画区域マスタープランでの考え方についてはまだ議論に入っていないのが実態でございます。

○出口会長 ありがとうございます。では、また機会がありましたら、いずれにしても大きな課題ですので、今回か、その議論のチャンスがあればまた素材に上げていただいて、対応の方針を各区域で考えていただければ、都市計画区域マスタープランの中でも市町の方々が取り組みやすいのではないかと思いますので、検討をよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんでしょうか。

では、区域マスタープランにつきましては、基本的な内容は了承していただいて、後はまた次に向かって頂いた意見を踏まえて補強していただく等、御配慮をよろしくお願ひします。

先ほどのプロセスで最後のほうにありましたように、県民の皆さんの意見を伺ってまた専門委員会に諮ってということが繰り返されるとしますので、補強等をしていただいてまた報告をお願ひしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

では、本日の議事はこれで終了したいと思います。委員さんの御協力、それからリモートで御参加の委員さん、どうもありがとうございました。

事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。頂いた御意見を踏まえ、事務局のほうで案を作成しまして、専門委員会等で審議しながら、またお示ししていきたいと考えております。

委員の皆様、御審議、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第147回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後3時50分閉会